

芦屋港における静穏度解析結果

※芦屋港活性化推進委員会（PB 係留施設専門分科会）において、「パターン①」の課題が抽出されたことを受けて、平成 30 年度に「パターン②」の静穏度解析を実施した。

業務年	現況（平成 26 年度）	パターン①（平成 27～28 年度） 【PB 係留施設：5 号岸壁北側泊地、8、9 号野積場】	パターン②（平成 30 年度） 【PB 係留施設：4 号 A 岸壁前面泊地】
業務名	芦屋港港湾調査（静穏度解析）業務委託	平成 27 年：芦屋港周辺における基盤施設整備検討業務委託 平成 28 年：芦屋港係留施設整備検討業務	芦屋港港湾計画変更検討業務委託
業務概要	係留施設整備の可能性の検討を実施。	芦屋港活性化に向けた係留施設の概略設計等を実施。	港湾計画変更の課題を抽出・整理を実施。
静穏度解析結果	<ul style="list-style-type: none"> 現況の芦屋港において、静穏度解析を実施。 <p>■：保留可能な範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5 号岸壁北側に波除堤を設定して、静穏度解析を実施。 <p>■：保留可能な範囲 ■：波除堤</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漁港側に波除堤を設定して、静穏度解析を実施。 泊地内が複雑な構造になるため、解析手法の精度を上げて解析。 <p>■：保留可能な範囲 ■：波除堤</p>
評価	<ul style="list-style-type: none"> 4 号 A 岸壁の半分は静穏性が確保されない。 5 号岸壁前面及び 4 号 B 岸壁前面の静穏性は確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> 現況に比べて広い範囲で静穏性が確保される。 砂事業者と PB 係留施設の共存が可能。 (砂事業者：4 号 A 岸壁、PB 係留施設：5 号岸壁) 波除堤の整備延長が短く、<u>経済的である</u>。 <u>現状の岸壁利用を維持</u>できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 4 号 A 岸壁漁港側に広い範囲で静穏性が確保される。 砂事業者と PB 係留施設の共存が可能。 (砂事業者：5 号岸壁、PB 係留施設：4 号 A 岸壁) 最も眺望のよい <u>4 号 A 岸壁背後地を交流厚生用地で活用可能</u>。 堆砂が著しい 5 号岸壁北側を利用しない。 緊急物資輸送艇が 5 号岸壁を利用した際、荷役を阻害する可能性は低い。
メリット			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 砂事業者と PB 係留施設の共存は困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 号岸壁北側泊地は堆砂が著しいため、<u>PB 係留施設を整備するには、堆砂を軽減する対策が必要</u>。 緊急物資輸送艇が 5 号岸壁を利用した際、陸上に保管した船舶が緊急時の荷役を阻害する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 4 号 A 岸壁を利用している <u>砂事業者の移転が必要</u>。 波除堤の整備延長が長く、<u>左案に比べて経済性が劣る</u>。 <u>岸壁利用が一部制限</u>される。